

加須市談合情報対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が締結する建設工事、設計調査測量、土木施設維持管理の請負並びに物品の購入、印刷、賃貸借及び業務委託（以下「建設工事の請負等」という。）の契約に係る競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定めるものとする。

(談合情報の確認)

第2条 市が締結する建設工事の請負等の入札等についての談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項その他必要事項を確認し、所属する上司に口頭により報告するとともに、直ちに談合情報調書（様式第1号）を作成し、管理契約課長（以下「課長」という。）に送付するものとする。

- (1) 通報者の氏名・連絡先
- (2) 入札等対象案件名
- (3) 入札等（予定）日時・場所（発注課等名）
- (4) 落札（契約）予定業者名・金額
- (5) 談合等が行われた日時・場所
- (6) 談合等に関与した業者名
- (7) 談合等の方法

2 課長が談合情報に係る通報を直接受けたとき、又は新聞等の報道（報道機関を経由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を把握したときは、課長は前項の規定と同様に談合情報調書（様式第1号）を作成するものとする。

3 報道等により談合情報を把握したときは、課長は、当該報道機関に対して、取材及び報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

4 通報者が明らかなきときは、課長は、通報者に対して、情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

5 入札等執行者は、談合情報への対応に当たり、入札等執行までの時間的余裕がないときにあつては入札等執行日の延期又は入札等執行開始時刻の繰下げを、入札等執行開始後にあつては入札等の中断又は延期をするものとする。
(市長への報告)

第3条 課長は、談合情報について、総合政策部長に口頭により報告するとともに、速やかに、談合情報調書(様式第1号)及び関係書類を添えて、市長に談合情報について(報告)(様式第2号)により報告するものとする。
(信憑性等の判断)

第4条 課長は、談合情報の対応について副市長と協議し、必要に応じて市に設置する「談合防止に係る建設工事等入札及び契約事務検討委員会」(加須市建設工事等請負業者審査選定委員会規程(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)に規定する加須市建設工事等請負業者審査選定委員会又は加須市物品購入等業者審査選定委員会規程(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)に規定する加須市物品購入等業者審査選定委員会をもって代えることができる。以下「談合防止検討委員会」という。)に諮り、談合情報の信憑性等について判断するものとする。

2 談合情報の信憑性があると認められる判断の基準は、入札等対象案件名が明らかである場合又は推測される場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、同一入札について、内容を異にする複数の談合情報があつた場合は、原則として談合情報の信憑性は認められないものとする。

- (1) 談合に関する具体的な物証(メモ、録音テープ等)が示されたとき。
- (2) 通報者の氏名及び連絡先が明らかなきとき。(報道等による場合で、通報者の出所が明らかにされない場合を含む。)
- (3) 情報提供者が匿名の場合(報道等による場合で、通報者が不明な場合を含む。)であつて、落札者又は契約者(以下「落札者等」という。)の決定前のときは次のアからカまで、落札者等の決定後又は契約後(仮契約後を

含む。)のときは次のエからカまでのうち、原則として2以上の情報が示されたとき。

ア 落札予定業者名

イ 落札予定金額（最低制限価格又は調査基準価格が設定されているものは、その価格以上のものに限る。）

ウ 入札参加業者（一般競争入札の場合に限る。）

エ 談合等が行われた日時又は場所

オ 談合等に関与した業者名

カ 談合等の方法

(4) 市が公表していない情報、その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報（前号に掲げる内容を除く。）が示されたとき。

（事情聴取）

第5条 落札者等の決定前に通報があり、前条第2項の規定による判断の結果、信憑性があると認められるときは、課長は、次に掲げる事項その他必要事項について入札等参加予定業者（共同企業体にあつては構成員とし、随意契約の単体にあつては選定業者とする。以下同じ。）のすべてから個別に事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。この場合において、事情を聴取する相手は、責任のある回答が得られる者とする。

(1) 他社からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）

(2) 入札金額（見積額）の算定方法及び体制

(3) 談合等の防止に対する取組み

(4) 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）

2 事情聴取は、原則として入札等執行日前に行うものとする。この場合において、課長は、必要に応じ、入札等参加予定業者以外の関係者からも事情聴取を行うことができるものとする。

（入札等の執行）

第6条 第4条第2項の規定による判断の結果、信憑性がないと認められると

き、又は前条第1項の規定による事情聴取をした結果、不正行為の事実が確認されなかったときは、入札等参加予定業者のすべてから当該入札等について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第4号又は様式第5号）を提出させ、入札等執行後に不正行為の事実が明らかと認められた場合は、加須市競争入札参加者心得、入札公告、指名通知及び入札等説明書等に基づき入札等を無効とし契約を解除することがある旨の警告をした後に、入札等を執行するものとする。この場合において、入札にあつては初度入札時に入札金額見積内訳書を、随意契約にあつては見積書を提出させるものとする。

- 2 入札において、入札金額見積内訳書の内容に疑義があるときは、入札を中断し、当該入札参加業者から事情を聴取するものとする。
- 3 随意契約において、見積書の内容に疑義があるときは、契約者の決定を保留し、当該見積業者から事情を聴取するものとする。
- 4 前条第1項及び前2項の事情聴取の結果、不正行為の事実があったことを入札等参加業者が認めたとき、又は不正行為に係る証拠書類等を発見するなど不正行為があったことが明らかであると認められるときは、入札等の中止の措置を採るものとする。

（落札者等の決定後又は契約後に通報があった場合の措置）

第7条 落札者等の決定後又は契約後（仮契約後を含む。）に通報があり、第4条第2項の規定による判断の結果、信憑性がないと認められたときは、落札者等から誓約書（様式第4号又は様式第5号）を提出させるなど、的確に対応するものとする。

- 2 落札者等の決定後又は契約後（仮契約後を含む。）に通報があり、第4条第2項の規定による判断の結果、信憑性があると認められるときは、既に入札等の結果を公表していることに留意しつつ、事情聴取を実施し、誓約書（様式第4号又は様式第5号）を提出させるなど、的確に対応するものとする。
- 3 前項に規定する事情聴取の方法その他事情聴取の手続に関しては、第5条の規定を準用する。ただし、事情聴取の時期については、この限りでない。

（処理結果の報告）

第 8 条 課長は、談合情報に対する処理結果について、速やかに、談合情報処理書（様式第 6 号）を作成し、参加資格者一覧、指名業者一覧又は選定業者一覧並びに談合情報調書（様式第 1 号）、事情聴取書（様式第 3 号）、誓約書（様式第 4 号又は様式第 5 号）、入札金額見積内訳書及び入札又は見積結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料その他関係書類を添えて、談合情報について（報告）（様式第 7 号）により市長に報告するものとする。

（談合情報の公表）

第 9 条 市長は、告発を行った場合、原則として記者発表等により公表するものとする。

（公正取引委員会への資料送付）

第 10 条 前条の告発を行った場合において、市長は、第 8 条に規定する資料を、談合情報に関する資料の送付について（様式第 8 号）により公正取引委員会へ送付するものとする。

（所轄警察署への情報提供）

第 11 条 市長は、談合情報について明らかに信憑性がないと認められるときを除き、第 8 条に規定する資料を、談合情報に関する資料の提供について（様式第 9 号）により加須警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

（その他）

第 12 条 この要領によりがたい場合は、談合防止検討委員会に諮り、協議を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の加須市談合情報対応要領（平成 9 年 7 月 1 日施行）又は騎西町談合情報等対応要領（平成 20 年騎西町告示第 146 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 7 月 13 日市長決裁）

この要領は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。